公示第１９２号

清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しに関する公告

関税法第３７条第２項及び第５項の規定に基づき、下記のとおり指定保税地域の指定の一部取消しを行ったので、同条第４項の規定により公告する。

令和８年１１月９日

名古屋税関長　　杉山　真

記

１．指定の一部取消しをする土地

（１）名　称　袖師９号岸壁

（２）所在地　静岡県静岡市清水区横砂 408 番 17
静岡県静岡市清水区横砂 408 番 22

（３）面　積　2,044 平方メートル

（４）取消しに係る区域

静岡県静岡市清水区横砂字御林脇に所在する清水港袖師第１埠頭の東側に設置されている防波堤の南側壁と同埠頭５号岸壁取付護岸壁との交点から接水線に沿って南の方向に引いた線上 882.4 メートルの地点から同線に 58 度 19 分の角度をもって南西の方向に引いた線上 3.6 メートルの地点を起点とし、

同点から同線に 89 度 76 分の角度をもって北西の方向に引いた線上 4.9 メートルの地点

同点から同線に 40 度 19 分の角度をもって西北西の方向に引いた線上 1.7 メートルの地点

同点から同線に 35 度 40 分の角度をもって西南西の方向に引いた線上 14.3 メートルの地点

同点から同線に 14 度 17 分の角度をもって南西の方向に引いた線上 165.3 メートルの地点

同点から同線に 40 度 34 分の角度をもって西の方向に引いた線上 12.0 メートルの地点

同点から同線に 71 度 82 分の角度をもって北西の方向に引いた線上 8.2 メートルの地点

同点から同線に 150 度 69 分の角度をもって南の方向に引いた線上 30.1 メートルの地点

と起点とを順次結んだ線に囲まれた区域

２．指定の一部取消しの年月日

令和８年１２月１日